

令和6年12月19日  
みどり33推進担当部  
公園緑地課

## 歩行者の転倒事故の発生について

### 1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年11月24日(日) 午後0時30分頃  
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区上北沢三丁目
- (3) 事故内容 相手方が道路を歩いていた際、後方から自動車が接近してきたため道路脇に避けようとしたところ、植替えのため樹木が撤去された植栽柵内との段差(約5.5cm)に足を落とし転倒した。
- (4) 相手方 別紙の通り

### 2 事後の対応

乙とは誠実かつ公正に示談交渉を行っている。  
事故現場となった植栽柵は、段差解消のための仮舗装を行った。  
本件事故を踏まえ、街路樹植替えの際は、既存木撤去後、植樹を行うまでの期間について、保安措置等を継続しながら通行の安全を確保することを徹底し、再発防止に努めていく。